

保安林（保安施設地区）指定調査委託業務仕様書新旧対照表

改正後	改正前
<p>保安林（保安施設地区）指定調査委託業務 <u>（削除）</u>仕様書</p> <p><u>令和5年 8月</u></p> <p>高知県林業振興・環境部</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1条 省略</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 保安林等指定調査委託業務仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>（1）「発注者」とは、高知県知事をいう。</p> <p>（2）「受注者」とは、委託業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。</p> <p>（3）「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書に規定する者であり、総括調査員、専任調査員、主任調査員、</p>	<p>保安林（保安施設地区）指定調査委託業務 <u>調査委託業務</u>仕様書</p> <p><u>令和2年 9月</u></p> <p>高知県林業振興・環境部</p> <p>第1編 総則</p> <p>第1条 省略</p> <p>（用語の定義）</p> <p>第2条 保安林等指定調査委託業務仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>（1）「発注者」とは、高知県知事をいう。</p> <p>（2）「受注者」とは、委託業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。</p> <p>（3）「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は管理技術者に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、契約書に規定する者であり、総括調査員、専任調査員、主任調査員、</p>

改正後	改正前
<p>調査員を総称している。</p> <p>(4) 「検査職員」とは、委託業務の完了の検査に当たって、契約書の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>(5) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書の規定に基づき受注者が定めた者をいう。</p> <p>(6) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>(7) 「契約書」とは、「土木設計等業務委託契約書」をいう。</p> <p>(8) 「設計図書」とは、設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問解答書をいう。</p> <p>(9) 「仕様書」とは、委託業務仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む）を総称している。</p> <p>(10) 「委託業務仕様書」とは、保安林等指定調査委託業務に関する技術上の指示事項等を定める図書をいう。</p> <p>(11) 「特記仕様書」とは、委託業務仕様書を補足し、当該業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</p> <p>(12) 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</p> <p>(13) 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、保安林等指定調査委託業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p>(14) 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為を求めることをいう。</p> <p>(15) 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、委託業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>(16) 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、委託業務に関わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>(17) 「申し出」とは、受注者が契約内容を履行あるいは変更に関して、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。</p>	<p>調査員を総称している。</p> <p>(4) 「検査職員」とは、委託業務の完了の検査に当たって、契約書の規定に基づき検査を行う者をいう。</p> <p>(5) 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う者で、契約書の規定に基づき受注者が定めた者をいう。</p> <p>(6) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>(7) 「契約書」とは、「土木設計等業務委託契約書」をいう。</p> <p>(8) 「設計図書」とは、設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問解答書をいう。</p> <p>(9) 「仕様書」とは、委託業務仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む）を総称している。</p> <p>(10) 「委託業務仕様書」とは、保安林等指定調査委託業務に関する技術上の指示事項等を定める図書をいう。</p> <p>(11) 「特記仕様書」とは、委託業務仕様書を補足し、当該業務の実施に関する明細又は特別な事項を定める図書をいう。</p> <p>(12) 「図面」とは、入札等に際して発注者が交付した図面及び発注者から変更又は追加された図面及び図面のもとになる計算書等をいう。</p> <p>(13) 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、保安林等指定調査委託業務の遂行上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p> <p>(14) 「請求」とは、発注者又は受注者が契約内容の履行あるいは変更に関して相手方に書面をもって行為を求めることをいう。</p> <p>(15) 「通知」とは、発注者若しくは調査職員が受注者に対し、又は受注者が発注者若しくは調査職員に対し、委託業務に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>(16) 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、委託業務に関わる事項について、書面をもって知らせることをいう。</p> <p>(17) 「申し出」とは、受注者が契約内容を履行あるいは変更に関して、発注者に対して書面をもって同意を求めることをいう。</p>

改正後	改正前
<p>(18) 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た委託業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p>	<p>(18) 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た委託業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。</p>
<p>(19) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p>	<p>(19) 「質問」とは、不明な点に関して書面をもって問うことをいう。</p>
<p>(20) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p>	<p>(20) 「回答」とは、質問に対して書面をもって答えることをいう。</p>
<p>(21) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p>	<p>(21) 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。</p>
<p>(22) 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、委託業務に関わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p>	<p>(22) 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、委託業務に関わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p>
<p>(23) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し署名又は押印したものを有効とする。緊急を要する場合は、メール及びファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面を提出するものとする。<u>なお、電子納品を行う場合は、別途調査職員と協議するものとする。</u></p>	<p>(23) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記録し署名又は押印したものを有効とする。緊急を有する場合は、メール及びファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面を提出するものとする。<u>(新設)</u></p>
<p>(24) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が委託業務の完了を確認することをいう。</p>	<p>(24) 「検査」とは、契約図書に基づき、検査職員が委託業務の完了を確認することをいう。</p>
<p>(25) 「打合せ」とは、委託業務を適切かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p>	<p>(25) 「打合せ」とは、委託業務を適切かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の疑義を正すことをいう。</p>
<p>(26) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に、受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p>	<p>(26) 「修補」とは、発注者が検査時に受注者の負担に帰すべき理由による不良箇所を発見した場合に、受注者が行うべき訂正、補足その他の措置をいう。</p>
<p><u>(27) 「納品」とは受注者が調査職員に業務完成時に成果物を納めることをいう。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>(28) 「電子納品」とは、電子成果品を納品することをいう。</u></p>	
<p><u>(29) 「電子成果品」とは電子的手段によって発注者に納品する成果物となる電子データをいう。</u></p>	
<p><u>(30) 「成果物」とは受注者が契約図書に基づき履行した調査の</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>成果を記録した図書、図面及び関連する資料をいう。</u></p>	
<p>第2条～第15条 省略</p>	<p>第2条～第15条 省略</p>
<p>(成果の提出)</p>	<p>(成果の提出)</p>
<p>第16条 受注者は委託業務が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。</p>	<p>第16条 受注者は委託業務が完了したときは、設計図書に示す成果品を業務報告書とともに提出し、検査を受けるものとする。</p>
<p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合 <u>(削除)</u> は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。</p>	<p>2. 受注者は、設計図書に定めがある場合、又は調査職員の指示する場合 <u>で、同意した場合</u> は履行期間途中においても、成果品の部分引き渡しを行うものとする。</p>
<p><u>3. 受注者は、電子データにより成果品を提出するものとする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>なお、電子納品に対応するための措置については、調査職員の指示によるほか、「電子納品運用に関するガイドライン」を参考にするものとする。</u></p>	
<p>第17条～第25条 省略</p>	<p>第17条～第25条 省略</p>
<p>(一括再委託等の禁止)</p>	<p>(一括再委託等の禁止)</p>
<p>第26条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。</p>	<p>第26条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。</p>
<p>2. 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。</p>	<p>2. 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。</p>
<p>3. <u>契約書第6条第3項</u>に規定する「軽微な部分」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、資料整備 <u>及び電子納品の作成補助</u> などの簡易な業務 <u>を意味する。</u></p>	<p>3. <u>契約書</u>に規定する「軽微な部分」とは、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、資料整備 <u>(追加)</u> などの簡易な業務 <u>の再委託にあたっては発注者の承諾を必要としない。</u></p>
<p>4. 受注者は、委託業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し委託業務の実施について適切な指導、管理のもとに委託業務を実施しなければならない。</p>	<p>4. 受注者は、委託業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し委託業務の実施について適切な指導、管理のもとに委託業務を実施しなければならない。</p>

改正後	改正前
第27条～第28条 省略	第27条～第28条 省略
様式 省略	様式 省略